

## 【入札参加者の皆様へ】 新設計積算システム導入による変更点について

### 1. 各種様式について

様式が従来の縦 A4 版標準から、横 A4 版標準となりました。

### 2. 入札時提出内訳書提供シートについて

入札書提出用エクセル提供資料の標準として計算式がなくなりましたので、自社にて集計願います。

### 3. 設計内訳表にスクラップ評価額が計上されている場合の取扱いについて

設計内訳書において、一般管理費等の直下に「スクラップ評価額」の計上のある場合は、下記の積算体系及び運用となりますので、ご留意ください。

ただし、個別案件につき、公告条件に別の運用の提示がある場合は、それによるものとします。

(1) 「スクラップ評価額」は、従来直接工事費からマイナス計上していたものを、工事原価算定後に計上しております。

入札時に提出する内訳書においては、一般管理費等の直後「スクラップ評価額」の項に、相当額をマイナス計上してください。

(2) 「公共工事に係る最低制限価格の運用について (H28.4 適用)」、「三重県企業庁の発注する工事に係る最低制限価格の運用 (H28.4 適用)」における「工事に伴い最低限必要な費用 (P)」の算定については、「スクラップ評価額」は、「P 算定式の直接工事費」に含むものとします。

「P 算定式の直接工事費」 = 「設計内訳表の直接工事費計」 + 「スクラップ評価額」

(3) 「三重県低入札価格調査実施要領 (H28.4 適用) における別表 1」、「三重県企業庁低入札価格調査実施要領 (H28.4 適用) における別表 1」における「調査基準価格 P」の算定については、「スクラップ評価額」は、「P 算定式の直接工事費」に含むものとします。

「P 算定式の直接工事費」 = 「設計内訳表の直接工事費計」 + 「スクラップ評価額」